（２）　前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合
ア　砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第3条第1項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合
イ　ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合
ウ　都市公園等を設置し、又は管理する場合（都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）
エ　文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を調査する場合
オ　熊本県文化財保護条例第4条第1項の規定による県重要文化財の指定、同条例第27条第1項の規定による県重要民族文化財又は同条例第35条第1項の規定による県史跡名勝天然記念物の指定のための行為
カ　警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合
キ　前項第2号ウ（（エ）を除く。）に掲げる場合
（３）　前2号に掲げるものに附帯する行為をする場合

（教育又は学術研究のための捕獲等の届出等）
第36条　第6条の規定は、第9条第1項第2号及び第4号の規定による届出について準用する。この場合において、第6条第1項第4号中「捕獲等をする区域」とあるのは第9条第4号の規定による届出については「捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。）」と読み替えるものとする。

（教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出）
第37条　第21条の規定は、第23条第3号キの規定による届出について準用する。

（添付図面の省略）
第38条　条例第16条、条例第35条第4項若しくは条例第36条第4項第3号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は条例第13条第1項、条例第35条第8項若しくは第10項、条例第37条第1項、第9条第1項第2号若しくは4号、第23条第3号キの規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあっては、第6条第3項（第36条において準用する場合を含む。）、第11条第2項、第21条第2項（第37条において準用する場合を含む。）、第22条第3項、第24条第2項、第26条第2項若しくは第27条第3項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面又は写真（第3項において「添付図面」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。
２　前項の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。
３　第1項に該当するもののほか、条例第16条若しくは条例第35条第5項（条例第36条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請又は条例第13条第1項、条例第35条第8項若しくは第10項、条例第37条第1項、第9条第1項第2号若しくは第4号、第23条第3号キの規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

附　則

（施行期日）
１　この規則は、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号。以下「新条例」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）
２　平成17年3月31日までの間は、第8条第1項第4号ネ、第23条第10号ク、第35条第1項第1号ウ（キ）、同項第2号オ（ウ）及び同条第2項第2号エ中「第78条第1項」とあるのは「第56条の10第1項」と、「第92条第1項」とあるのは「第57条第1項」と、「第109条第1項」とあるのは「第69条第1項」と、「第110条第1項」とあるのは「第70条第1項」と、第25条第7号中「第109条第1項」とあるのは「第69条第1項」と、「第110条第1項」とあるのは「第70条第1項」とする。
３　平成17年3月31日までの間は、第23条第1号中「電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号」とあるのは「電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第14号」と、第25条第6号中「電気事業法第2条第1項第16号」とあるのは「電気事業法第2条第1項第14号」とする。
４　新条例の施行の日以後に新条例による改正前の熊本県希少野生動植物の保護に関する条例（平成2年熊本県条例第61号）第8条第4項及び第9条第5項の規定により届け出ることとなったものについては、なお従前の例による。

別記第１号様式（第６条関係）

県内希少野生動植物捕獲等届出書

年　　月　　日

熊本県知事　　様

届出者　住所
（法人にあっては主たる事務所の所在地）
氏名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

県内希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をするので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第１３条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

捕獲等をしようとする個体	種名（卵又は種子にあってはその旨）	
	数量	
捕獲等をする目的		
捕獲等をする区域及び当該区域の状況		
捕獲等の方法		
捕獲等をしようとする期間		年　月　日から　　年　月　日まで
捕獲等をした個体の取扱い方法		

備考　次に掲げる図面等を添付してください。
（１）　捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
（２）　捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

別記第２号様式（第１１条関係）

指定希少野生動植物捕獲等許可申請書

年　　月　　日

熊本県知事　　様

申請者　住所
（法人にあっては主たる事務所の所在地）
氏名　　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしたいので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第１７条第１項の規定により、次のとおり許可の申請をします。

<table>
<tr><td rowspan="2">捕獲等をしようとする個体</td><td>種名（卵又は種子にあってはその旨）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>数量</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">捕獲等をする目的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">捕獲等をする区域及び当該区域の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">捕獲等の方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">捕獲等をしようとする期間</td><td colspan="4">年　月　日から　　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">捕獲等をした個体の取扱い方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">飼養栽培施設</td><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>規　模</td><td colspan="2"></td><td>構　造</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">取扱者</td><td>住所</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>経歴</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考　１　氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。
２　次に掲げる図面等を添付してください。
（１）　捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
（２）　捕獲等をした個体を飼養し、又は栽培しようとする場合にあっては、飼養又は栽培のための施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
（３）　捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

別記第３号様式（第１１条関係）

（表）

指定希少野生動植物捕獲等許可証

第　　号
年　　月　　日

有効期間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

熊本県知事　　印

住所 （主たる事務所の所在地）	
氏名 （名称及び代表者の氏名）	
種名（卵又は種子にあってはその旨）	
数量	
目的	
区域	
方法	
許可の条件	

（裏）

注　　意

1　捕獲等許可証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。
2　捕獲等許可証は、その効力を失った日から３０日以内に、これを知事に返納しなければならない。

捕獲等をした日時	捕獲等をした場所	捕獲等をした数量	処置の概要

備考　返納の際、この欄に所要事項を記入することにより、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則第１１条第８項の規定による報告とすることができます。

別記第４号様式（第１１条関係）

指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書

年　　月　　日

熊本県知事　　様

申請者　主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

印

電話番号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第１７条第３項の規定により、指定希少野生動植物捕獲等従事者証の交付を受けたいので次のとおり申請をします。

指定希少野生動植物捕獲等許可証		番　　号	
		交付年月日	年　　月　　日
従事する者	氏　　名	住　　所	

備考　１　代表者の氏名を自署する場合においては押印を省略することができます。
　　２　捕獲等の許可申請に併せてこの申請をする場合にあっては、指定希少野生動植物捕獲等許可証欄の記載は不要です。

別記第５号様式（第１１条関係）

指定希少野生動植物捕獲等従事者証

第　　号
年　　月　　日

有効期間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

熊本県知事　　印

住所	
氏名	
指定希少野生動植物捕獲等許可証の番号	
法人の名称	
種名（卵及び種子にあってはその旨）	
数量	
目的	
区域	
方法	
条件	

別記第６号様式（第１１条関係）

指定希少野生動植物捕獲等許可証（従事者証）再交付申請書

年　　月　　日

熊本県知事　　様

申請者　住所
（法人にあっては主たる事務所の所在地）
氏名　　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第１７条第４項の規定により、指定希少野生動植物捕獲等許可証（従事者証）の再交付を受けたいので次のとおり申請をします。

指定希少野生動植物捕獲等許可証（従事者証）	番　　号	
	交付年月日	年　　月　　日
亡失し、又は滅失した事情		

備考　１　氏名（法人にあっては代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。
２　再交付を受けた後に亡失又は滅失した許可証（従事者証）を回復したときは、速やかに回復した許可証（従事者証）を返納してください。

別記第７号様式（第１３条、第１８条、第２９条関係）
（表）

身　分　証　明　書

この証明書を携帯する職員は、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、次のことを行うことができる職員です。

１　条例第２２条第１項に規定する報告徴収及び立入検査等
２　条例第３１条第１項に規定する報告徴収及び立入検査等
３　条例第３９条第２項に規定する立入検査等
４　条例第４０条第１項に規定する立入検査等

所属
職名
氏名

年　　月　　日交付
熊本県知事　　印

（裏）

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例抜すい

（報告徴収及び立入検査）

第２２条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又は職員に、指定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る施設及び飼養栽培施設に立ち入り、指定希少野生動植物の個体等、飼養栽培施設、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第３１条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定希少野生動植物事業者に対し、その特定希少野生動植物事業に関し報告を求め、又は職員に、その特定希少野生動植物事業を行うための施設に立ち入り、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第３９条　略

２　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

３　前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（実地調査）

第４０条　知事は、第３４条第１項、第３５条第１項又は第３６条第１項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

２　知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

３　第１項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

第５９条　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

（１）　略

（２）　第２２条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（３）　第３１条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（４）　第３９条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第２項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（５）　第４０条第４項の規定に違反して、同条第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

別記第８号様式（第１５条関係）

（表）

特定希少野生動植物事業登録申請書

年　　月　　日

熊本県知事　　様

申請者　住所
（法人にあっては主たる事務所の所在地）
氏名　　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第２４条第１項の規定により、次のとおり登録申請します。

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">特定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務を行うための施設</td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">業務の対象とする特定希少野生動植物</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">譲渡しの業務を開始しようとする日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">繁殖させる場合</td><td rowspan="2">繁殖施設</td><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>規模･構造</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">繁殖に従事する者</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>経歴</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">繁殖方法及び繁殖計画</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　１　氏名（法人にあっては代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。
２　特定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務を行うための施設が複数ある場合は、裏面に全ての施設を記載してください。

（裏）

特定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務を行うための施設

1	名　称	
	所在地	
2	名　称	
	所在地	
3	名　称	
	所在地	
4	名　称	
	所在地	
5	名　称	
	所在地	
6	名　称	
	所在地	
7	名　称	
	所在地	
8	名　称	
	所在地	
9	名　称	
	所在地	
10	名　称	
	所在地	

別記第９号様式（第１５条関係）

特定希少野生動植物事業者登録証

次の者は、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第２４条第２項の規定により、特定希少野生動植物事業者として登録したことを証します。

年　　月　　日

熊本県知事　　印

氏名（名称）	
譲渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地	
業務の対象とする特定希少野生動植物	
登録番号	
登録年月日	
登録有効期間	年　月　日から　年　月　日まで

別記第１０号様式（第１６条関係）

特定希少野生動植物事業変更届出書

年　　月　　日

熊本県知事　　様

届出者　住所
（法人にあっては主たる事務所の所在地）
氏名　　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第２６条第１項の規定により、登録事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

登録番号	
交付年月日	年　　月　　日
変更が生じた事項	
変更した年月日	年　　月　　日
変更の理由	

備考　１　氏名（法人にあっては代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。
２　変更の届出を要する事項
（１）　申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
（２）　特定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地
（３）　譲渡しの業務の対象とする特定希少野生動植物

別記第１１号様式（第１６条関係）

特定希少野生動植物事業廃止等届出書

年　　月　　日

熊本県知事　　様

届出者　住所
（法人にあっては主たる事務所の所在地）
氏名　　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第２６条第４項の規定により、事業を廃止等したので、次のとおり届け出ます。

登録番号		
交付年月日	年　　月　　日	
廃止等した年月日	年　　月　　日 ［(1)廃止　(2)死亡　(3)合併　(4)破産　(5)合併・破産以外の解散)］	
廃止等した日に現に有する特定希少野生動植物の個体等	特定希少野生動植物名	
	数量	
	廃止等後の取扱い方法	

備考　氏名（法人にあっては代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。